



知的財産テクノロジー

クライアントの知的財産の保護—それは、増田・舟井にとっての優先事項です。

知的財産や技術資産の管理および積極的な保護は、今日のビジネスにおいて必要不可欠です。増田・舟井法律事務所は、米国内外の知的財産、発明および情報技術、ならびに専有情報およびビジネス手法の開発・保護・売却・移転およびライセンスにおいて、米国・外国企業を代理しています。

当事務所の弁護士は、企業における営業秘密、独自のプロセス・手法、特許、商標、著作権、インターネットドメイン等の知的財産を特定し、保護しています。また、無形資産に関する監査を行い、知的財産、営業秘密、プライバシーポリシーおよび手順に関する文書作成・実施をサポートしています。さらに、秘密保持、守秘義務、職務著作物、競業禁止等を含む営業秘密保護をトピックとした経営陣・従業員向けのトレーニングのほか、商標登録、特許・商標・商品名・会社名登録情報の検索、米国特許商標庁（USPTO）および商標審判部（TTAB）に対するクライアントの代理も行っています。

eコマース（電子商取引）の分野では、プライバシー問題はもとより、サイバービジネス上の営業テリトリーの割り当て、遠隔地である管轄地における租税および法律面のリスク・マネジメント等、新たな法的問題についてアドバイスを提供しています。ウェブサイト利用規約、プライバシーおよびセキュリティポリシー、ならびにその他のクリックラップ契約はもちろん、メール慣行、メタタグ、フレーミング、リンクング、サイバースクワッティング、ウェブ開発およびホスティングサービスに関する契約のサポートも行っています。

知的財産テクノロジー部門の弁護士は、ERP、CRM、データベース、ウェブサイトおよびその他情報システムといったビジネスの発展を助長するテクノロジーに精通し、それらの開発、統合、導入およびメンテナンスに関する契約の交渉に対応しています。これまでも、重工業や製造業における特定のスキルを保有する相手との戦略的パートナーシップおよびジョイント・ベンチャーの交渉・形成を手掛けるなど、幅広い案件を成功に導いてきました。また、テクノロジー・ベンチャーのほか、テクノロジーに焦点を置いたジョイント・ベンチャー、共同研究、および戦略的提携への投資において包括的なアドバイスを提供しています。特に、異なる国・文化のパートナーが当事者となる案件は、当事務所が最も得意とするところです。さらに、大学や民間研究機関とのライセンスに関わるポリシー、手順および所有権に関するご相談にも対応しています。

知的財産が絡む紛争においては、当事務所の訴訟弁護士を関与させて、クライアントの知的財産権を積極的に保護し、初期段階の警告状はもとより、差止命令、トライアル（正式事実審理）、調停またはクライアントにとって有利な和解まで、あらゆるアプローチを通して万全のサポートを提供できる体制を整えています。不正競争、特許・商標・著作権侵害、トレードドレスおよび営業秘密の不正使用、偽造、商標希釈化、ドメイン名および比較広告に関する請求にも対応しているほか、企業が苦勞して収集・開発した機密データ（顧客情報、営業秘密等）を不正に使用する元従業員や、製品を偽造する非正規販売者に対する提訴も手掛けています。

Range of Services

知的財産訴訟

知的財産は、今日のほぼすべてのビジネスに不可欠な資産かつ要素です。知的財産に関する訴訟が生じた場合、いかなる規模の企業であっても、知的財産を保護するとともに、潜在的損失を軽減したり、結果的に生じる損害に対する最大限の賠償を可能にしたりする方策が必要となります。増田・舟井法律事務所の弁護士は、知的財産の保護はもとより、米国内外においてクライアントの権利全般を積極的に保護・防御することの絶対的な必要性を理解しています。

当事務所は、クライアントの知的財産およびポートフォリオを取り巻く明確な商業目的を重視し、州裁判所、連邦裁判所および控訴裁判所ならびに裁判外紛争解決手続（ADR）における知的財産紛争でクライアントを代理するほか、米国特許商標庁（PTO）、商標審判部（TTAB）および国際貿易委員会（ITC）に対してクライアントの立場の主張にすることにおいても、豊富な経験を有しています。

和解、調停、訴訟を問わず、訴訟前の初期調査から解決に至るまで、権利執行および他者からの請求に対する防御において、一貫してクライアントを代理しています。これまでに従事・解決してきた紛争としては、特許、著作権、商標、トレードドレス、営業秘密、ドメイン名、偽造、比較広告、技術移転、ライセンス、フランチャイズ、虚偽広告、不公正競争、非競争・非勧誘条項、知的財産分野における独占禁止法関連紛争が挙げられますが、これらに限られません。また、係争中または予想される訴訟を支援するための訴訟前コンサルティングのほか、鑑定書（Opinions of Counsel）の提供にも対応しています。

さらに、暫定的差止請求、マークマンヒアリング、陪審・非陪審裁判および控訴等、特許紛争のあらゆる側面において、クライアントの特許権を主張する一方で、他者からの請求に対しては適切にクライアントを保護することにおいても、数々の経験を有しています。競合他社との「会社の存在を左右し得るような」特許訴訟のほか、不実施主体（non-practicing entities）による特許請求（パテントトロール）からの防御、ITC訴訟、当事者系レビューを含む特許付与後手続きにおけるPTOに対する代理まで、幅広いサービスを提供しています。複雑な商標訴訟においては、ビジネスに重点を置いた解決策を提案するほか、ランハム法や関連する連邦法・州法のすべての側面を熟知しています。

その一方で、クライアントの貴重な営業秘密の保護にも尽力しています。不正使用、非開示・秘密保持・非競争契約の違反、アイデア・発明の盗用、不公正競争、または保険に関する請求が絡む様々な訴訟をクライアントに有利な形で解決に導いてきた実績を有しています。インターネット上でクライアントのドメイン名や知的財産を盗用したり、乗っ取ったり、侵害したりした競合他社に対しては、不正使用された知的財産の回復とそのような不正行為の是正のための迅速な措置を講じることにより、クライアントを積極的に保護しています。加えて、ICANNの統一ドメイン名紛争解決ポリシー（Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy）のもとでのドメイン名紛争においても、クライアントの代理を行っています。

知的財産ライセンス／取引

知的財産は、企業間契約および取引案件において、ますます重要資産となりつつあります。増田・舟井法律事務所は、競争が激しくかつ複雑な市場における知的財産契約の交渉・締結に必要な法律・ビジネス両面での実践的な経験を有しており、各取引におけるクライアントの事業目標および知的財産の構成要素を丁寧に把握し、複数の業界および管轄地にまたがる重要取引およびライセンス契約を締結へと導いています。

当事務所の弁護士は、クライアントによる目標達成の鍵となる事業形態の形成、戦略的な商取引の構築、ならびに企業・資産の売却および買収でクライアントをサポートしています。また、テクノロジー開発取引、買収・売却、戦略的アライアンス、ジョイント・ベンチャーおよびパートナーシップの締結・成立においても豊かな実績を有しており、これまでも合併・買収における知的財産にかかわるデュー・デリジェンスのほか、知的財産の移転・割り当てを伴う合併・買収、デストリビューション・販売協定、およびテクノロジー調達においてクライアントを支援してきました。

営業秘密、ノウハウ、特許、商標、著作権、ソフトウェア、その他無形資産のライセンスおよび譲渡に関する交渉に従事するとともに、多国間にまたがるテリトリーにおける独占権の取得・付与のニュアンスを十分に理解しながら、テリトリー、排他性、料金およびロイヤルティ、技術サポート、改良、侵害賠償ならびにエスクローに関する助言を提供しています。また、コ・プロモーション（共同販促）、アウトソーシング、製造および供給契約等の商事契約の締結・執行においても十分な実務経験を有しています。当事務所の弁護士は、専有ブランド、メディア、テクノロジー、データ、コンテンツおよびその他無形資産が関与する多様な取引構造を最大限に活用することにおいて定評を得ています。

さらに、極めて難易度の高い国際契約に関しても助言を提供しており、クロスボーダー契約が直面する法律問題のみならず、クライアントおよび他方当事者それぞれのビジネス環境を細かく理解しながら、クライアントの全面的なサポートに尽力しています。

商標／サービスマーク

増田・舟井法律事務所は、各ビジネスはそれぞれにユニークであることを理解した上で、各クライアントにおける貴重な商標およびサービスマークの保護において、柔軟かつ確かな対応でクライアントをサポートしています。新たなマークに関しては、クライアントの知的財産ポートフォリオにおける当該マークの使用度、予想投資額、使用期間等の各要素を分析します。また、登録可能性の調査および包括的な商標分析を手掛ける一方で、米国特許商標庁（USPTO）への商標およびサービスマークの申請書作成はもとより、あらゆる措置およびその他要求事項に迅速に対応するために、申請状況のモニタリング・確認も行っています。

さらに、商標の有効性および侵害に関するアドバイスを提供するとともに、商標に関するライセンスおよびフランチャイズ契約の交渉・文書作成、合併・買収、投資およびデューデリジェンスにおけるこれら知的財産の保護でもクライアントを支援しています。そのほか、紛争の発生に先立ってリスクを特定し、米国内外における商標、サービスマークおよびドメイン名の検索・認可・申請、登録を行うことで、クライアントによるマークの適切な使用を確かにしています。

当事務所は、世界各地の弁護士と強力かつ広範なネットワークを築いており、かかるネットワークを最大限に活用したシームレスなプロセスを通して、クライアントの知的財産をグローバルな規模で保護しています。

所属する弁護士は、商標審判部（TTAB）における商標およびサービスマークの異議申立および無効請求に関する訴訟のほか、民事訴訟、統一ドメイン名紛争解決ポリシー（UDRP）に基づく訴訟、ならびにその他国際行政機関におけるクライアントの商標およびサービスマークの保護に関しても、豊富な経験を有しています。また、サイバースクワッティング、タイポスクワッティングおよびメタタガーの回避に尽力するほか、トレードドレス、商号、不正競争および比較広告に関連する紛争の訴訟による解決にも精通しています。

特許関連

増田・舟井法律事務所は、特許ポートフォリオの収益化においてクライアントをサポートしています。米国内外の特許はもとより、巨大な特許ポートフォリオの保有、管理および活用についてアドバイスを提供するほか、特許ポートフォリオの開発、鑑定書の提供、デューデリジェンス、ならびに特許で保護された貴重な資産が絡む複雑な米国内およびクロスボーダー取引の交渉・締結にも対応しています。存在基盤を特許に依存する新規ベンチャーから、広範な知的財産ポートフォリオを有し米国のみならずグローバル規模の事業を展開する企業まで、あらゆる米国・外国企業を支援しています。

当事務所の弁護士は、新製品および発明の特許性の分析はもちろん、実用的な特許の確立、特許ポートフォリオおよび特許侵害における戦略、ならびに特許関連の控訴・請願・異議申立てに関するご相談に応じています。また、再審査、再発行および付与後手続きにおいて、クライアントの立場を強く主張するとともに、州および連邦裁判所における特許関連訴訟では原告および被告のいずれの立場からの代理を行っています。

当事務所は、各クライアントのターゲット市場、業界、および長期・短期事業目標を的確に理解した上で、特許および特許法分野でのアシストを提供することに尽力しています。クライアントが目指す具体的な投資利益率（ROI）を十分に配慮しながら、クライアントが保有する特許をあらゆる局面で保護するとともに、クライアントの予算内で財務目標が達成されるよう、費用対効果の高いアシストを提供しています。当事務所は、複雑な特許問題に対する実用的な解決策を提供し、理想的な結果を実現する「協力者」として、クライアントからの高い信頼を得ています。

ブランドの保護・管理・権利行使（ポートフォリオ管理／ブランド管理）

増田・舟井法律事務所は、企業のブランドは最重要資産であるとの認識の上で、各クライアントの懸念および権益を十分に配慮にしています。当事務所は、クライアントが保有する知的財産ポートフォリオの適切な保護・管理には、法律上の課題とビジネス上の目的との間に上手くバランスを持たせる多段階的かつ協調的な措置が必要と考えます。

所属する弁護士は、クライアントが自らのブランドを適切に管理・活用できるよう、プロモーション戦略、強力な特許、商標およびサービスマークの選択、クリアランス調査、ならびに世界規模で知的財産を使用するための効果的手法についてアドバイスを行っています。また、各クライアントの知的財産を継続的に注意深くモニタリングすることで、クライアントが保有する特許、商標、サービスマーク、ドメイン名、著作権、営業秘密およびその他の機密・専有情報への侵害の防止・回避にも努めています。さらに、権利侵害に対する警告状をアシストした経験も深く、クライアントとの連携を密にしながら、権利保護のための訴訟の必要性について慎重に判断しています。

当事務所は、ブランド開発をサポートする複雑かつ多段階にわたる知的財産契約の交渉・文書作成における豊富な知見と経験を有しています。当事務所が文書作成、交渉および締結をアシストしたライセンス契約および付随契約は、様々な業界および管轄地にかかわるもので、世界でも最大規模の企業のライセンス案件に携わったこともあります。また、合併、買収およびその他企業間取引に関連する知的財産デューデリジェンスはもとより、ターゲット企業の知的財産ポートフォリオ上のリスクに関するアドバイスも行っています。

さらに、変化の激しいソーシャルメディアの分野では、誹謗、ネット上の知的財産権の侵害、クライアントが保有する知的財産のソーシャルメディア上での使用、プライバシー、免責条項、発表および広報内容、コンテストおよび抽選くじ、ならびにネット上での商品・サービスの販売等、多種多様な問題についても助言を提供する一方で、知的財産およびソーシャルメディアに関する包括的ポリシーの構築・実施、当該分野に関する最新の連邦・州法に準拠したプライバシーポリシーおよびウェブサイト利用規約の作成にも対応しています。

データプライバシー／セキュリティ

すべての企業は、その規模を問わず、新たなテクノロジーやデータの開発・活用を続けることで、マーケットシェアおよび収益性の向上に努めています。相互に関連し合うグローバル経済においては、各企業とも、テクノロジーおよびデータへの依存度をこれまで以上に高めています。その結果、企業の所有者および経営陣においては、電子商取引における問題を特定・管理・解決するとともに、データプライバシーおよびセキュリティにおける落とし穴から自らを守るにあたり、並々ならぬ精神力、機敏性、柔軟性、および対応力が求められています。

増田・舟井法律事務所は、プライバシーおよびデータ保護に関する様々な問題に精通しており、クライアントがテクノロジーと産業との融合を巧みに利用することができるよう、デジタルメディアがもたらすリスクを分析しながら、かかるメディアが生み出すビジネスチャンスを活用することで、全面的なサポートを提供しています。本分野のクライアントは、米国内外の様々な業界に属する企業から、広告主およびマーケティング担当者、コンテンツ開発者、配信業者および所有者、ならびにデジタルメディアの投資家まで多岐にわたります。

当事務所の弁護士は、ウェブサイト上のプライバシーポリシー、情報処理、セキュリティ侵害およびグローバル・コンプライアンス対策の開発・管理を継続的にサポートしています。クロスボーダーのデータ移転、トレーニングおよびコンプライアンス・プログラム、プライバシーおよびセキュリティ監査、プライバシーポリシ

ーおよびその手順に関するアドバイスを提供しています。また、商取引に浸透しているプライバシーおよびセキュリティ問題についてのアドバイスはもとより、かかる取引の交渉および締結を支援しています。さらに、広告、マーケティングおよびその他商事戦略におけるデータ使用、ならびに戦略およびコンプライアンスに関してもご相談に応じています。

今や世界中の立法者はもとより、米国のクラス・アクションで原告を代理する弁護士らも、秘密情報や個人情報が悪用されるリスクに常に目を光らせていることから、当事務所では、消費者とのコミュニケーションやデジタルメディアが絡むプライバシーおよびデータセキュリティ問題において、既存・新規の規制およびガイドラインを慎重に適用しながら、かかる問題の解決にあたります。また、電子商取引におけるリスクを分析し最小限にとどめることで、クライアントが、顧客、従業員、財務およびその他情報を世界各地で合法的かつ効率的に転送・移転できるよう支援しています。

営業秘密の保護

金銭的もしくは商業的価値を有する情報、プロセスまたはデバイスといった営業秘密は、企業にとって貴重な資産であり、秘密情報として取り扱われるべきものです。こうした営業秘密には、事業計画だけでなく、契約、フォーミュラ、顧客を含むことができます。増田・舟井法律事務所は、営業秘密の特定、助言、および保護における数十年に及ぶ経験から、新規テクノロジー、従業員の流動性およびグローバル化の拡大が、営業秘密に関するリスクを加速化させたと認識しています。

当事務所は、営業秘密における重要な特質はもとより、従業員に対する請求がいかにデリケートなものになり得るかを心得ています。また、他者による専有情報の不正な商用利用から同情報を保護するための事前予防策、紛争解決および訴訟において企業を支援するために必要となるスキルと実務経験の双方を有しています。営業秘密は、特許、著作権および商標と異なり、政府機関に登録して保護してもらうことはできません。営業秘密が専有情報としてみなされるには、開示から保護されていることが条件となることから、当事務所の弁護士は、それら情報が極秘情報として取り扱われるとともに、競合他社や世間の目に触れないよう、クライアントに綿密なサポートを提供しています。

当事務所は、連邦・州裁判所および行政機関における営業秘密の不正使用、不正競争および従業員による盗用に関する案件で、米国内外の企業が保有する権利の主張・防御を行っています。また、米国営業秘密保護法（DTSA）、統一営業秘密法（UTSA）、およびその他の州法に基づく営業秘密管理ポリシー・手順の構築・実施・管理のほか、州外・米国外はもちろん、eコマースおよびオンライン・メディアにまで対応する包括的な営業秘密保護戦略を導入する際のオプションを評価・特定しています。さらに、営業秘密の盗用リスクおよび訴訟リスクを軽減する内部措置についても、助言を提供しています。

著作権／デジタルメディア

オンラインメディア、eコマース、各種テクノロジーの出現により、著作権で保護された対象物の登録および継続的保護は、ブランドの維持・拡大に不可欠な要素となりました。増田・舟井法律事務所の弁護士は、著作権法および著作権の登録・保護のあらゆる側面に精通しており、デジタルメディアを規制する新たな領域および法律にかかわる問題・障害への対応について、企業をサポートしています。

当事務所は、各種対象物、アイデアおよび手法等、著作権の保護が可能な事項の特定・登録・申請において豊富な実績を有しています。また、職務著作物契約および派生成果物の分析を含む、オーサーシップ（著者資格）、著作権表示および所有権に関するご相談に応じています。さらに、著作権にかかわる条件および条項はもちろん、消滅予定または消滅済みの対象物、ならびにフェアユース評価（公正な利用に関する評価）についてもアドバイスを提供しています。そのほか、デジタルミレニアム著作権法（DMCA）、およびオンライン上の著作権の使用・侵害のあらゆる側面についても法的助言を提供しています。

今日における取引のほとんどに何らかの知的財産が含まれていることを考慮して、著作権で保護されたコンテンツ、ライセンスおよび譲渡のほか、代理店、展示、出版およびロイヤリティが関わる契約の交渉・締結も頻繁に手掛けています。デジタル・コンテンツのライセンシング等、テクノロジーおよびコンテンツ駆動型取引から、ディストリビューションおよび供給契約、統合型マーケティング、エンターテインメント、ならびにインターネット/ワイヤレステクノロジーまで、多様な交渉にあたりとともに、最新のメディア・チャンネルや急成長中の新たな市場セグメントにおけるプライバシー保護についてもアドバイスしています。

加えて、法的要件ではないものの、クライアントにとっての有益性といった観点から、著作権を米国著作権局に登録することの利点について、クライアントが適切に理解し活用するための支援を行っています。